

問題

幸福追求権について、①その意義・法的性格について述べた上で、②幸福追求権を主要な根拠として主張される権利につき、判例も踏まえながら論じなさい。

解答のポイント

平成 26 年は基本事例をベースにした衆議院の解散に関する問題であったので、平成 27 年は人権から近時の重要判例・基本判例を素材にした事例問題が予想されていた。しかし従来の傾向と異なり、極めて基本的な出題となっている。実質上「新しい人権について論ぜよ」の一行問題と同様である。出題傾向にまた変化がみられる。

本問について具体的な指示があるので、指示にしたがった解答例が求められている。ただ、どのような権利について言及し、どの程度論じるかは時間との関係で悩ましいところであるが、メリハリをつけて論じるべきである。
なお、類似の問題が専門記述対策（法律系）レジュメ p. 86 問題 4 に掲載されている。

本問は①幸福追求権の意義・法的性格に関しては、憲法 13 条後段が具体的権利であること、いわゆる新しい人権の根拠となる規定であることを指摘すること。その上で、②プライバシー権（早稲田大学講演会名簿提出事件）、肖像権（京都府学連デモ事件）、自己決定権に関するエホバの証人輸血拒否事件等については言及することが望ましい。この 3 つの人権が議論されることが多いからである。

上記のほかには、名誉権（北方ジャーナル事件）や環境権（大阪空港事件）、前科照会事件、指紋押なつを強制されない自由等についてもバランスを失しない限りで言及してもよいだろう。

解答例

① 幸福追求権の意義・法的性格

憲法 13 条後段は、個人の尊厳を定める同条前段と密接に結びついて、いわゆる幸福追求権を規定している。この規定は、人権保障の一般原理を示したにとどまらず、それ自体として具体的な内容をもち、裁判規範の性質を有する具体的権利であると解されている。つまり、幸福追求権と憲法 14 条以下の個別の人権とはいわば一般法と特別法の関係にあり、個別の人権の保障が及ばない範囲をカバーする意味を持つものである。

そうして、幸福追求権は憲法に明文のない、いわゆる新しい人権の根拠規定とされている。

なぜなら、14 条以下に列举された人権規定は歴史的に重要な権利を列举したもので必ずしも網羅的ではない。また、社会の複雑化に伴い人格的生存に必要不可欠と認められる権利・自由には、憲法上の人権として保障を与えることが個人の尊厳の観点からも望ましい。「幸福追求権」と包括的、白地的に規定されているのも、人格的生存に必要不可欠だと考えられるようになった権利・自由の存在を予定していると考えられる。

② 幸福追求権を主要な根拠として主張される権利

1 プライバシー権

まずプライバシー権がある。当初は「私生活をみだりに公開されない権利」と捉えられていたが、情報化社会に対応して、個人が自律的な社会関係を築くためには、その領域についての情報を秘密にしておくことが重要だと考

えられるようになっている。そこで、現在ではプライバシー権は、自己に関する情報をコントロールする権利（自己情報コントロール権）として積極的に捉えられている。

判例は、プライバシー権の定義こそしないが、秘匿されるべき必要性が必ずしも高くない学籍番号、氏名、住所及び電話番号も、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない考えることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるので、プライバシーに係る情報として法的保護の対象となるとして、学生らの同意なく、大学が警察の要請を受けこれらの情報が記載された名簿を警視庁に提出した行為は不法行為を構成するとしている（早稲田大学講演会名簿提出事件）。

2 肖像権

次に、いわゆる肖像権がある。判例も、次のように判示しており、憲法 13 条後段を根拠にいわゆる肖像権を実質的に認めていると解される。

憲法 13 条後段は、国民の私生活上の自由が、警察権等の国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものということができ、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有するものというべきである。これを肖像権と称するかどうかは別として、少なくとも、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法 13 条の趣旨に反し、許されないとしている（京都府学連デモ事件）。

3 自己決定権

さらに学説上、自己決定権も主張されている。自己決定権とは、個人が一定の個人的事柄につき、公権力から干渉されることなく、自ら決定することができる権利をいう。この点、判例は、患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならないとしている（エホバの証人輸血拒否事件）。

「人格権の一内容」としつつも、各個人が有する自己の人生のあり方は自らが決定することができるという自己決定権に由来するものとは判示していない。

4 名誉権

判例は、「人格権としての名誉の保護」と述べ、名誉権についても幸福追求権の 1 つとして認めている（北方ジャーナル事件）。

5 環境権

判例は環境権の具体的権利性を認めることには消極的である（大阪国際空港訴訟）。その実質的理由は、保護対象としての環境の内容・範囲や権利者の範囲があまりにも漠然としていて、裁判救済になじまないと見られている点にある。

以上
(1,625 字)

TAC 生はココで解けた！

専門記述対策（法律系）レジュメ p.86 問題 4「新しい人権について論ぜよ。」ほか、同レジュメ p.88 参考問題 4-1「環境権について論ぜよ。」を検討していれば解答できたはずである。